

川崎市消費者行政連絡調整会議要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号。以下「消費者条例」という。）の総合的かつ円滑な施行を確保するため、関係各局が協議する川崎市消費者行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡調整会議は、前条の目的を達成するため、消費者条例に係る次に掲げる事項に関し、施策の内容、体系化及びその執行管理について協議する。

- (1) 消費者行政推進計画に関すること。
- (2) 商品等の安全の確保に関すること。
- (3) 表示、計量等の適正化に関すること。
- (4) 不適正な取引行為の禁止に関すること。
- (5) 生活必需物資の確保及び価格の安定に関すること。
- (6) 苦情の処理及び被害の救済に関すること。
- (7) 消費者啓発及び組織化の推進に関すること。
- (8) 消費者支援協定に関すること。
- (9) 消費者行政の体制に関すること。
- (10) 勧告及び公表等に関すること。
- (11) 市長への申出に関すること。
- (12) その他消費者行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、別表の職にあるものをもって組織する。

2 連絡調整会議に、会長及び副会長を置き、会長は産業政策部長を、副会長は消費者行政センター室長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 連絡調整会議は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、経済労働局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は会長が連絡調整会議に諮って定める。

ね

附 則

この要綱は、昭和50年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

総務企画局	企画調整課長
経済労働局	産業政策部長、消費者行政センター室長、 農業振興課長、農業技術支援センター所長、中央卸売市場北部市場業務課長
環 境 局	企画課長、脱炭素戦略推進室担当課長、地域環境共創課長、 減量推進課長、廃棄物政策担当担当課長
健康福祉局	保健医療政策部担当課長〔健康増進〕、同担当課長〔生活衛生〕、同 担当課長〔食品安全〕
こども未来局	運営管理課長
まちづくり局	住宅整備推進課担当課長
建設緑政局	みどりの保全整備課長
危機管理本部	危機管理部担当課長
上下水道局	水道管理課長、水管理センター担当課長〔計画・調整〕
消防局	予防課長、査察課長
教育委員会事務局	健康教育課長、指導課長、健康給食推進室担当課長、 総合教育センター（注1）

(注1)総合教育センターは、課題に応じ担当する課長職とする

※同一課に2名以上の課長職が在席する場合は、消費者行政部門を担当する課長職とする